

自動車検査独立行政法人
平成22年度業務実績評価調書

平成23年9月

国土交通省独立行政法人評価委員会

業務運営の評価（個別項目ごとの認定）

項目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成22年度計画			
<p>1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(1) 厳正かつ公正・中立な審査業務の実施の徹底</p> <p>① 不当要求防止対策の充実</p> <p>検査法人は、厳正かつ公正に行う審査業務というサービスを利用者の方々に対して、公平に提供することが最も重要な任務の一つであることから、それを徹底していくため、引き続き、定期的な職場点検による適正な業務執行の意識徹底、不当要求防止責任者の選任及び巡回指導による管理・責任体制の強化、緊急時対応訓練の実施・警備の強化をはじめとして各種対策を実施します。</p>	<p>1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(1) 厳正かつ公正・中立な審査業務の実施の徹底</p> <p>① 不当要求防止対策の充実</p> <p>検査法人は、厳正かつ公正に行う審査業務というサービスを利用者の方々に対して、公平に提供することが最も重要な任務の一つであることから、それを徹底していくため、引き続き、定期的な職場点検による適正な業務執行の意識徹底、不当要求防止責任者の選任及び巡回指導による管理・責任体制の強化、緊急時対応訓練の実施・警備の強化をはじめとして各種対策を実施します。</p>	S	<p>○昨年度から引き続き各種対策を実施するとともに、全国の防犯カメラの状況を総点検する等の新たな対策を実施している。その結果、平成22年度の不当要求の発生件数は292件と前年度比16%減少している。また、職員への暴力行為は、全体の3%と昨年同様低い割合となっている。</p> <p>○平成22年度は、新たに全国の防犯カメラの状況を総点検し、設置箇所の改善等の必要な改善措置を講じるとともに、今後の老朽更新の計画を策定し、実施することとしている。</p> <p>○全事務所等において、不当要求への対応についての自己点検、不当要求防止責任者の選任及び警察との連携強化、防犯設備の設置などを実施している。</p> <p>○不当要求が多く発生している7事務所等の警備の強化、全国における91回の緊急事態を想定した実地訓練などを実施している。</p> <p>以上のとおり、不当要求に対して未然防止も含めて各種対策を実施しており、その結果、不当要求発生件数が大きく減少していることから、優れた実施状況にあると認められる。</p>	<p>重要な取組みとして成果を上げている。</p>

<p>②新基準等に対応した審査方法等の整備</p> <p>社会情勢の変化に伴って行われる道路運送車両の保安基準に関する細部規程の改正に対応し、審査事務規程の見直しを行います。</p>	<p>②新基準等に対応した審査方法等の整備</p> <p>社会情勢の変化に伴って行われる道路運送車両の保安基準に関する細部規程の改正に対応し、審査事務規程の見直しを行います。</p>	<p>A</p>	<p>○道路運送車両の保安基準に関する細部規程の改正等に対応して3回にわたり審査事務規程の改正を実施しており、必要な審査方法等の規程整備を行っている。</p> <p>○全国の指定整備工場に対して、規程の改正内容の周知徹底を図るために実施される講習会において検査法人職員が講師を務めている。</p> <p>以上のとおり、着実な実施状況にあると認められる。</p>	
<p>③審査方法の改善</p> <p>(ア) 審査事務規程の充実・明確化</p> <p>審査業務における取扱いの細部について、審査の実態に照らして明確化を図るとともに、全国的に提出書面などの審査方法の統一を図る等、審査事務規程の規定内容の充実を図ります。</p>	<p>③審査方法の改善</p> <p>(ア) 審査事務規程の充実・明確化</p> <p>審査業務における取扱いの細部について、審査の実態に照らして明確化を図るとともに、改造自動車の審査手続き等の見直し及び自動車審査高度化施設の運用を踏まえた審査方法の見直しを行う等、審査事務規程の規定内容の充実を図ります。</p>	<p>S</p>	<p>○電気自動車の電気装置に係る審査を的確かつ安全に実施すべく、図面等により審査を行う手法について規定している。</p> <p>○改造自動車の審査手続きについて、より審査を厳格に実施するため、提出書類の見直しに加え二重チェックの採用等審査方法の見直しを行っている。</p> <p>以上のとおり、審査の実態及び社会的要請を踏まえて審査事務規程の充実を図っており、優れた実施状況にあると認められる。</p>	<p>次世代車への早期対応に期待。</p>
<p>(イ) 諸外国の知見の活用</p> <p>自動車の国際流通の進展やそれに伴う安全・環境基準の国際的な基準調和や自動車の型式認証の相互承認等が進展していくなか、自動車の検査業務についても国際的な視野から検討を進めます。</p> <p>このため、審査業務を行う公的機関として、自動車の検査に関する国際会議であるC I T A（国際自動車検査委員会）等に定期的に参加し、諸外国の行政機関等との情報交換を行うことにより、日本の審査業務の改善に役立てること</p>	<p>(イ) 諸外国の知見の活用</p> <p>自動車の国際流通の進展やそれに伴う安全・環境基準の国際的な基準調和や自動車の型式認証の相互承認等が進展していくなか、自動車の検査業務についても国際的な視野から検討を進めます。</p> <p>このため、審査業務を行う公的機関として、自動車の検査に関する国際会議であるC I T A（国際自動車検査委員会）等を通じて諸外国の行政機関等との情報交換を行うことにより、日本の審査業務の改善に役立てることとします。</p>	<p>A</p>	<p>○平成22年11月のC I T Aアジア/オーストラレーシア地域会議に役職員を派遣し、諸外国の行政機関等と情報交換を実施するとともに、検査法人の燃料品質の検査手法、審査結果の電子化等について情報提供を行っている。</p> <p>○欧州の検査場における検査機器の導入状況、検査項目、検査情報の活用法策等について調査を行っている。</p> <p>○これらの情報は、次期中期目標期間中における検査の高度化の推進に活用することとなっている。</p> <p>○自動車基準認証国際化研究センター（J A S I C）に設置されている検査整備制度調査部</p>	

<p>とします。</p>			<p>会に参加しており、諸外国の検査整備制度に関する動向の調査等を行っている。</p> <p>以上のとおり、諸外国の情報収集だけでなく、日本における検査の動向に関する情報発信や得られた情報の活用にも努めており、着実な実施状況にあると認められる。</p>	
<p>(ウ) 職員による改善 改善提案等、職員による改善のための活動を実施します。 なお、改善提案については、その内容に応じて表彰します。</p>	<p>(ウ) 職員による改善 改善提案等、職員による改善のための活動を実施します。 なお、改善提案については、その内容に応じて表彰します。</p>	<p>S</p>	<p>○業務改善に向けた取組を奨励・支援した結果、事務所独自の安全衛生運動の推進、マルチテスタ衝突事故防止対策の検討、新たな車両諸元検索システムの開発、検査機器の改善等全国で27件の取組が行われている。このうち、特に優れた取組である4件については、理事長表彰を行うこととしている。</p> <p>○平成21年度の取組である、審査事務規程の勉強用資料については、イントラネットに掲載し、全国の職員が活用できるように措置するとともに、今後の研修資料として活用すべく全国の検査部と連携して内容を充実する等、表彰するだけでなく更なる業務改善に活用している。</p> <p>○職員が改善提案等を容易に発信できるよう「NAV I ポスト」で常時提案を受け付けている。</p> <p>以上のとおり、職員による改善提案の意識向上に努めており、優れた実施状況にあると認められる。</p>	

<p>④人材確保 厳正かつ公正な審査業務を実施するためには、国と一体となって取り組む必要があることから、国等との人事交流を円滑に行いつつ、審査業務の質の向上などへのサービス向上に向けた最適な人材の確保に努めます。</p>	<p>④人材確保 厳正かつ公正な審査業務を実施するためには、国と一体となって取り組む必要があることから、国等との人事交流を円滑に行います。</p>	<p>A</p>	<p>○国等との人事交流を円滑に行っており、審査業務の質の向上が期待できる最適な人材確保に努めていることから、着実な実施状況にあると認められる。</p>	
<p>⑤職員能力の向上 検査の重点化に伴う検査要員の削減・再配置等に応じて、検査の質を維持するために研修内容の充実を図ります。 また、審査業務の高度化、新基準の導入、自動車の技術革新等に対応するため、新たな検査における判定等を的確に行えるようにするための研修を行います。</p>	<p>⑤職員能力の向上 検査の重点化に伴う検査要員の削減・再配置等に応じて、検査の質を維持するために研修内容の充実を図ります。 特に、不当要求防止対策及び安全作業を徹底するため研修内容の充実を図ります。 審査業務の高度化、新基準の導入、自動車の技術革新等に対応するため、新たな検査における判定等を的確に行えるようにするための研修を行います。</p>	<p>A</p>	<p>○職員の検査業務の習熟度に応じた研修等を引き続き実施するとともに、自動車技術及び行政の動向、法人の業務状況等を踏まえ、以下のような新たな研修を追加している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車及び先進安全自動車（ASV） ・悪質クレマーへの対応、不当要求者への対応（模擬訓練） ・ヒューマンエラーを考慮した安全作業、原因究明と安全対策 ・リスクマネジメント、部下職員のメンタルヘルス ・リコール制度 <p>以上のとおり、法人を取り巻く種々のニーズ、業務状況等を踏まえ、研修内容の見直し・改善を積極的に図ることにより職員能力の向上に努めており、着実な実施状況にあると認められる。</p>	<p>基本になる部分なので、一層の充実を期待。</p>

<p>⑥職員の意欲向上 職員一人一人が適正かつ確実な業務の実施を徹底し、かつ、向上意識を持てるようにするため、日常の審査業務の実績に加えて、業務改善の提案等の実績や職員の緊急時の対応状況等を評価し、表彰することなどにより、職員の業務への取組意欲の向上を図ることを目指します。</p>	<p>⑥職員の意欲向上 職員一人一人が適正かつ確実な業務の実施を徹底し、かつ、向上意識を持てるようにするため、日常の審査業務の実績に加えて、業務改善の提案等の実績や職員の緊急時の対応状況等を評価し、表彰することなどにより、職員の業務への取組意欲の向上を図ることを目指します。</p>	<p>A</p>	<p>○業務への取組意欲の向上を図るため、多様な業績を取り上げ、以下のとおり業績表彰を行っている。 ・リコール事案や不審事案の発見に際し優れた業績が認められた職員4名及び1事務所 ・連続無事故を達成した組織10事務所</p> <p>以上のとおり、多様な業績について表彰を行うことにより職員の業務への意欲向上を図っており、着実な実施状況にあると認められる。</p>	
<p>⑦内部監査の充実 業務がより適切に行われるよう、事務所等に対し本部・検査部役職員による調査・指導等の内部監査を計画的に実施します。 また、適正な法人運営を維持するため、監査が一層適切に実施されるよう、態勢を整えます。</p>	<p>⑦内部監査の充実 業務がより適切に行われるよう、事務所等に対し本部・検査部役職員による調査・指導等の内部監査を計画的に実施します。 また、適正な法人運営を維持するため、監査が一層適切に実施されるよう、態勢を維持します。</p>	<p>S</p>	<p>○11事務所への理事長巡視を実施し、ミッションの現場職員への周知徹底、リスクの把握・対応を実施している。 ○平成22年度よりWEB会議システムを新たに導入し、理事長巡視の対象とならなかった7事務所については、WEB会議システムを活用し、理事長と事務所職員との意見交換等により、ミッションの周知、リスクの把握・対応等を行っている。 ○各事務所等に対して、本部による計画調査・指導を19か所、無通告臨時調査・指導4か所、検査部による調査・指導を26か所実施し、審査業務実施にあたり、安全が確保されるべき事項等の指摘を行うとともに、安全作業に向けた独自の取り組みを評価し、職員の安全管理に関する意識の向上等を行っている。 ○管理業務の適正を期するため、本部による指導調査を10か所実施している。 ○調査・指導において改善が必要と認められた事項については、全国展開するとともに、研修・会議等において再確認しており、対策の徹底を図っている。 ○監事監査について、13か所で監査事項に対応した専門知識等を有する職員が補助を行</p>	<p>内部統制の運用の要となる内部監査の充実を行い、理事長のリーダーシップのもとに各階層の職員が参加するPDCAサイクルによる管理が業務の中で実践されている点は高く評価。</p>

			<p>っている。</p> <p>○理事会出席、アンケート・ヒアリング等により、<u>理事長のマネジメントに関する事項について監事監査を受けている。</u></p> <p>○監事監査において把握された改善点については、<u>規程に基づき理事長より監事に対し3ヶ月以内に対応を報告</u>している。</p> <p>以上のとおり、WEB会議システムの導入等、理事長のマネジメントの向上に一層努めており、優れた実施状況にあると認められる。</p>	
<p>(2) 検査情報の電子化等による検査の高度化</p> <p>① 新規検査等の高度化による不正な二次架装及び不正受検の防止</p> <p>検査後の二次架装等を防止するため、既設機器・設備の状態及び審査作業の増加に留意しつつ、新規検査等における車両の状態を画像等として取得し、電子的に記録・保存する機器等を順次導入し、運用します。</p> <p>申請書改ざん、受検車すり替え等の不正受検を防止するため、既設検査機器・設備の状態及び審査作業の増加に留意しつつ、検査結果等について電子的に記録・保存する機器等の順次導入を図ります。</p>	<p>(2) 検査情報の電子化等による検査の高度化</p> <p>① 新規検査等の高度化による不正な二次架装及び不正受検の防止</p> <p>検査後の二次架装等を防止するため、既設機器・設備の状態及び審査作業の増加に留意しつつ、新規検査等における車両の状態を画像等として取得するとともに、自動車の長さ、幅、高さ等の諸元について測定し、測定値を電子データとして取得する機能を合わせ持つ「3次元測定・画像取得装置」を運用します。</p> <p>申請書改ざん、受検車すり替え等の不正受検を防止するため、既設検査機器・設備の状態及び審査作業の増加に留意しつつ、審査結果等について電子的に記録・保存する機器等により構成される「自動車審査高度化施設」を全国に導入します。</p> <p>また、本施設を導入した箇所について、国土交通省、関係団体等と調整を図り、運用します。</p>	<p>S</p>	<p><3次元測定・画像取得装置></p> <p>○「<u>3次元測定・画像取得装置</u>」を全国で運用するとともに、国の自動車検査情報システムへ本装置で取得した画像を提供している。</p> <p>○取得した車両の画像を活用して、<u>2件の検査に係る不正事案を発見</u>している。</p> <p><自動車審査高度化施設></p> <p>○「<u>自動車審査高度化施設</u>」を22年度までに全国に導入している。</p> <p>○施設が導入された事務所等においては、<u>導入時期に応じ順次運用</u>している。</p> <p>○<u>新たに同施設を導入した事務所の職員に対しては、運用方法を習得するための特別研修を実施</u>し、また、通常の研修にも高度化施設に係る内容を組み込むことによって円滑な運用に努めている。</p> <p>以上のとおり、3次元測定・画像取得装置及び自動車審査高度化施設を全国に導入し、順次運用を開始するのみならず、3次元測定・画像取得装置については実際に効果を上げており、優れた実績を上げていると認められる。</p>	

<p>②検査情報の有効活用</p> <p>検査情報が各種国土交通施策に有効活用されるよう、審査結果の電子化、審査方法の整備を図るとともに、既設検査機器・設備の状態及び審査作業の増加に留意しつつ、予算に応じて必要な機器の導入を行います。</p>	<p>②検査情報の有効活用</p> <p>検査情報が各種国土交通施策に有効活用されるよう、審査結果の電子化、審査方法の整備を図るとともに、既設検査機器・設備の状態及び審査作業の増加に留意しつつ、予算に応じて審査結果等の電子化に対応した「自動車審査高度化施設」を全国に導入します。</p> <p>また、本施設を導入した箇所について、国土交通省、関係団体等と調整を図り、運用します。</p>	<p>A</p>	<p>○「3次元測定・画像取得装置」については、全国で運用を行い、新規検査等において取得した車両の画像を今後の継続検査等で活用するため、国土交通省の自動車検査情報システムへ提供している。</p> <p>○「自動車審査高度化施設」を22年度までに全国に導入している。</p> <p>○施設が導入された事務所等においては、導入時期に応じ順次運用している。</p> <p>○新たに同施設を導入した事務所の職員に対しては、運用方法を習得するための特別研修を実施し、また、通常の研修にも高度化施設に係る内容を組み込むことによって円滑な運用に努めている。</p> <p>以上のとおり、検査情報の有効活用を実施する環境を整えており、着実な実施状況にあると認められる。</p>	
<p>③受検者への審査結果の情報提供</p> <p>利用者の方々に適切な整備を実施していただけるように、審査結果について合否判定結果だけでなく数値による情報提供を行うための調査・研究を実施し、順次情報提供を実施することに努めます。</p>	<p>③受検者への審査結果の情報提供</p> <p>利用者の方々に適切な整備を実施していただけるように、審査結果について合否判定結果だけでなく数値による情報提供を自動車審査高度化施設の運用状況に応じて実施するとともに、引き続き調査・研究を実施します。</p>	<p>A</p>	<p>○「自動車審査高度化施設」を全国に導入し、情報提供を実施できる環境を整備している。</p> <p>○利用者に情報提供するための審査結果記録表（試行版）について、平成21年度に実施したアンケート結果を踏まえて審査結果通知表の様式案を作成した。</p> <p>以上のとおり、受検者に審査結果の情報提供を実施する環境を整えており、着実な実施状況にあると認められる。</p>	

<p>④新たな審査方法の検討 審査業務の効果を向上させるため、車載式故障診断装置の活用等、新たな審査方法の調査検討を国土交通省等と連携しつつ行います。</p>	<p>④新たな審査方法の検討 審査業務の効果を向上させるため、車載式故障診断装置の活用等、新たな審査方法の調査検討を国土交通省等と連携しつつ行います。</p>	<p>S</p>	<p>○車載式故障診断装置の排出ガス検査への活用について、次期中期目標期間中の導入を念頭に、国土交通省設置の検討会に積極参画しつつ、検査機器、検査手法等について、今後検討すべき課題を整理している。</p> <p>以上のとおり、新たな排出ガス審査方法として、今後の車載式故障診断装置導入に向け具体的な道筋を立てており、優れた実施状況にあると認められる。</p>	<p>車載式診断装置の活発な活用に期待。</p>
<p>(3) 受検者等の安全性・利便性の向上 ①受検者等の事故防止対策の実施 要員規模の見直しによる審査の案内の減少、業務の重点化による初めての受検者や高齢者等の増加によって、事故の増加が見込まれますが、安心してご利用いただけるようにするため、安全作業マニュアルの充実、最低地上高検知装置、案内板、音声誘導装置の設置をはじめとした施設改善等により、国土交通省の講じる民間指定整備工場による指定整備率の一層の向上を図るための措置の効果を加味しつつ、受検者等の事故を平成18年度に比べ、期末において20%以上削減します。</p>	<p>(3) 受検者等の安全性・利便性の向上 ①受検者等の事故防止対策の実施 要員規模の見直しによる審査の案内の減少、業務の重点化による初めての受検者や高齢者等の増加によって、事故の増加が見込まれますが、安心してご利用いただけるようにするため、安全作業マニュアルの充実、最低地上高検知装置、案内板、音声誘導装置の設置をはじめとした施設改善等により、国土交通省の講じる民間指定整備工場による指定整備率の一層の向上を図るための措置の効果を加味しつつ、受検者等の事故を平成18年度に比べ、20%以上削減します。</p>	<p>S</p>	<p>○排出ガス測定時に受検者が後続車には含まれる事故が発生したことから、新たな人身事故防止対策として、排出ガス測定器の改良、待機場所を設置している。</p> <p>○受検者が検査結果を印字機で記録する際、Dレンジのまま降車したため、車両が無人で走り出した事故が発生したこと等を受け、受検時において降車する場合は、Pレンジにすることを注意喚起する表示器を開発し、実用化している。また、待ち時間を活用して事故情報等をお知らせする表示器を試験的に設置している。</p> <p>○引き続き、「安全衛生実施計画」の策定・徹底、マルチテスタ等の事故防止に有効な機器の導入、各事務所等における事故原因の分析、再発防止策の検討、情報の共有等の取組を実施している。</p> <p>○上記対策の結果、平成22年度における事故件数は155件と平成18年度比30%減少している。</p> <p>以上のとおり、事故防止に取り組んだ結果事故件数の削減率は中期目標で定めた数値目標を大きく上回る事故削減の成果が得られており、優れた実施状況にあると認められる。</p>	<p>目標達成を評価。対策の継続を期待。</p>

②利用しやすい施設と業務運営

(ア) 施設・設備の適切な老朽更新等

検査機器の老朽更新については、更新が滞って機器年齢が上がったため、故障発生率が高くなった検査機器を重点的に更新することにあわせて、安全対策を施した検査機器の更新、音声誘導装置等の設置を図ることにより、検査機器の故障等によるコース閉鎖時間を平成18年度に比べ期末において20%以上削減し、利便性の向上を図ります。

②利用しやすい施設と業務運営

(ア) 施設・設備の適切な老朽更新等

検査機器の老朽更新については、更新が滞って機器年齢が上がったため、故障発生率が高くなった検査機器を重点的に更新することにあわせて、安全対策を施した検査機器の更新、音声誘導装置等の設置を図ることにより、検査機器の故障等によるコース閉鎖時間を平成18年度に比べ20%以上削減し、利便性の向上を図ります。

B

○故障発生の可能性が高く、その場合審査業務への影響度が大きい旧式の**検査機器**(大小兼用機器16基、マルチテスタ10基、二輪機器9基)の**老朽更新を行っており、これら全てに音声誘導装置等を装備**している。この結果、検査機器の故障等による**検査コース閉鎖時間は、約3,071時間と平成18年度と比較して15%減少**している。

(中期目標では想定されていなかった、事故責任を有する受検者の修理費用の賠償能力に問題があった等の事由により長期化した、受検者との機器修理費用の負担交渉に要した時間を除く。)

○一方、**受検者との機器修理費用の負担交渉等に要した時間を加えると、検査コース閉鎖時間は約4,153時間と平成18年度と比較して16%増加**しており、機器の老朽更新等によるコース閉鎖時間の縮減とは観点異なるが、受検者サービスの一層の向上のためにはこのような事由による閉鎖時間の縮減も必要である。このため、平成23年度においてこのように機器修理費用の負担交渉等によりコース閉鎖時間が増加することがないよう、事故責任を有する受検者の賠償能力に問題がある場合等の**事故処理に関する手続きを見直し**している。

以上のとおり、機器の更新、更新の機会をとらえた音声誘導装置等の装備等を実施することにより、機器修理費用の負担交渉等による時間を除いたコース閉鎖時間は概ね目標を達成しており、また、修理費用の負担交渉に時間を要する場合の事故処理方法等の見直しも実施しており、概ね着実な実施状況にあると認められる。

<p>(イ) 利用しやすい施設の整備 中期目標期間中に更新又は新設する検査機器（各検査機器で110基程度）については、すべて音声誘導装置及び機器等名称看板を装備し、受検者が安全にご利用いただけるものとするよう努めます。</p>	<p>(イ) 利用しやすい施設の整備 平成22年度中に更新又は新設する検査機器（各検査機器で29基程度）については、すべて音声誘導装置及び機器等名称看板を装備し、受検者が安全にご利用いただけるものとするよう努めます。</p>	<p>A</p>	<p>○平成22年度に更新した自動方式検査機器には、すべて音声誘導装置及び機器等名称看板を装備しており、着実な実施状況にあると認められる。</p>	
<p>(ウ) 受検者の要望の把握 受検者にとって利用しやすい施設整備と業務運営を図るため、受検者に対してアンケート調査を実施するなどにより、受検者の要望の把握に努めます。</p>	<p>(ウ) 受検者の要望の把握 受検者にとって利用しやすい施設整備と業務運営を図るため、受検者に対してアンケート調査を実施するなどにより、受検者の要望の把握に努めます。</p>	<p>A</p>	<p>○これまで実施した受検者アンケート結果を踏まえ、受検者が危ないと感じた理由として多く挙げられていた検査コース上での受検車両の不測の後退等に対応するため、受検者に車両降車時はPレンジにすることを注意喚起する表示器の開発等を実施している。</p> <p>以上のとおり、アンケート調査の結果を分析し業務の改善等にも反映しており、着実な実施状況にあると認められる。</p>	<p>実際の効果を上げることに期待。</p>
<p>(エ) 国と連携した予約制度の運用 厳正かつ公正な審査を実施しつつ、利用者の待ち時間の低減を図るため、国と連携して検査の予約制度を適正に運用します。</p>	<p>(エ) 国と連携した予約制度の運用 厳正かつ公正な審査を実施しつつ、利用者の待ち時間の低減を図るため、利便性、業務の効率等を向上させた新たな予約システムの構築等を行い、国と連携して検査の予約制度を適正に運用します。</p>	<p>A</p>	<p>○利用者の利便性及び業務の効率等を向上させるため、パソコンに加え携帯電話からもインターネット操作による予約が可能となるシステムを構築し、空予約を防止するためIVR（自動音声による予約システム）を廃止する等の新たな予約システムを平成22年12月から運用している。</p> <p>○新たな予約システムの運用にあたっては、△ルプデスクを設置するとともに、利用者の要望を踏まえ予約画面の見直し等を随時行っている。</p> <p>○新たな予約システムは、空予約を抑制するシステムとなっており、従来に比べてより確実に希望する受検日時に受検することが可能となり、利用者の待ち時間の低減に寄与している。</p> <p>以上のとおり、新たな予約システムを円滑に運</p>	

<p>(4)自動車社会の秩序維持 ①不正改造車対策の強化 (ア)街頭検査の強化 基準に不適合な自動車や不正に改造した自動車を排除していくために、国土交通省等の要請に応じて、これに協力して、国土交通省の講じる民間指定整備工場による指定整備率の一層の向上を図るための措置に伴い、中期目標期間中に44万台以上の車両を検査することを目標に、街頭検査を実施していきます。 また、効果的かつ効率的な街頭検査を行うため、国土交通省と協力して、色度計等の新たな機器の導入を検討します。</p>	<p>(4)自動車社会の秩序維持 ①不正改造車対策の強化 (ア)街頭検査の強化 基準に不適合な自動車や不正に改造した自動車を排除していくために、国土交通省等の要請に応じて、これに協力して、国土交通省の講じる民間指定整備工場による指定整備率の一層の向上を図るための措置に伴い、12万台以上の車両を検査することを目標に、街頭検査を実施していきます。 また、効果的かつ効率的な街頭検査を行うため、国土交通省と協力して、色度計等の新たな機器を導入します。</p>	<p>S</p>	<p>用しており、着実な実施状況にあると認められる。</p> <p>○国土交通省及び各都道府県警察等の協力を得て、検査回数や1回当たりの台数の増加に努めており、12.7万台の車両について街頭検査を実施し、目標値を6%上回っている。 ○街頭検査の内容についても、深夜の暴走族等を対象とした深夜街頭検査、「初日の出暴走」や最近社会問題化している「旧車会」メンバーの不正改造車に対する特別街頭検査など、社会的要請に対応した街頭検査を積極的に実施している。 ○効果的・効率的な街頭検査を行うため、国土交通省と協力して、色度計を導入している。</p> <p>以上のとおり、目標台数を上回るだけでなく、効果的な街頭検査の実施にも努めており、優れた実施状況にあると認められる。</p>
<p>(イ)不正改造車撲滅のための啓発活動 不正改造車を排除するため、カスタム・カー等のショーにおける不正改造車、用品販売店における保安基準に適合しないおそれのある用品等について、啓発活動を行います。</p>	<p>(イ)不正改造車撲滅のための啓発活動 不正改造車を排除するため、カスタム・カー等のショーにおける不正改造車、用品販売店における保安基準に適合しないおそれのある用品等について、啓発活動を行います。</p>	<p>S</p>	<p>○3つのカスタムカーショーに自動車検査官を延べ47名派遣しており、保安基準に適合しないにもかかわらず、公道走行が出来ない旨の表示をしていない展示車両75台に対して文書により注意喚起している。 ○カー用品販売会社18店舗に自動車検査官を延べ71名派遣しており、保安基準に適合しないおそれのある144件について、適切な表示等を行うよう注意喚起している。</p> <p>以上のとおり、不正改造車を排除するための様々な啓発活動を行っており、優れた実施状況にあると認められる。</p>

<p>②その他国土交通施策への貢献 (ア) リコール対策への貢献 審査業務の実施を通じて車両等の不具合情報の収集に努め、当該情報を国土交通省に積極的に提供する等により、リコール対象車の早期発見等に役立てるとともに、国土交通省の要請に応じて受検者への注意喚起などを行います。</p>	<p>②その他国土交通施策への貢献 (ア) リコール対策への貢献 審査業務の実施を通じて車両等の不具合情報の収集に努め、当該情報を国土交通省に積極的に提供する等により、リコール対象車の早期発見等に役立てるとともに、国土交通省の要請に応じて受検者への注意喚起などを行います。</p>	<p>S</p>	<p>○国土交通省におけるリコールに該当する不具合の早期発見、<u>迅速なリコールに役立つよう</u>、各事務所に対する周知徹底、業績表彰等を通じ、<u>日常の審査業務において、問題意識をもって審査を実施し、情報収集に努めている。</u> ○各事務所からの車両不具合情報を精査し、<u>その原因が車両の設計又は製作の過程にあると思われる情報5件について、国土交通省に対して車両不具合情報として報告</u>を行っている。</p> <p>以上のとおり、保安基準適合性のみならず、リコールの早期発見という意識をもって日常の審査業務を実施しており、優れた実施状況にあると認められる。</p>	
<p>(イ) 盗難車両対策への貢献 自動車の盗難防止等を図るため、車台番号の改ざん受検事案について、国への通報の取り組みを行います。</p>	<p>(イ) 盗難車両対策への貢献 自動車の盗難防止等を図るため、車台番号の改ざん受検事案について、国への通報の取り組みを行います。</p>	<p>S</p>	<p>○自動車の盗難防止等にさらに貢献するため、確認能力の向上が図られており、<u>本来の字体とわずかに相違する車台番号の改ざん等も発見している。</u> ○<u>車台番号の改ざん等を194件発見</u>しており、国土交通省地方運輸支局等へ通報を行うとともに、連携を取って調査に協力している。その結果、盗難の疑いがある車両14台については国土交通省地方運輸支局等から警察への通報が行われており、その内、<u>7台が盗難車であることが判明</u>している。</p> <p>以上のとおり、保安基準適合性のみならず、盗難車の発見という意識をもって日常の審査業務を実施しており、優れた実施状況にあると認められる。</p>	<p>盗難車の発見は高度なスキルであり、その継承が必要。</p>

<p>(ウ) 利用者の審査業務に関する理解の向上 自動車検査の役割及び検査方法等に関して国等が行う各種キャンペーン等へ参画します。 審査事務規程などの審査に関する情報をインターネット等により発信するとともに、環境報告書を作成し公表します。</p>	<p>(ウ) 利用者の審査業務に関する理解の向上 自動車検査の役割及び検査方法等に関して国等が行う各種キャンペーン等へ参画します。 審査事務規程などの審査に関する情報をインターネット等により発信するとともに、環境報告書を作成し公表します。</p>	S	<p>○春秋の全国交通安全運動に参画している他、不正改造車排除運動、点検整備推進運動及びディーゼルクリーン・キャンペーンに参画しており、街頭検査を通じ審査業務に関する理解の向上に努めている。 ○審査事務規程等自動車の審査に関する最新の情報や環境報告書をホームページに掲載している。 ○新たに深夜街頭検査の実施結果等に関するインターネットによる広報を14回行い、広報の拡充強化を図っている。 ○改造電気自動車の普及に対応するため、国土交通省による電気自動車への改造に当たっての留意点の取りまとめに協力している。</p> <p>以上のとおり、利用者の審査業務に関する理解の向上のため最新の情報の発信に努め、また、社会的要請の高い深夜街頭検査に係る広報を実施しており、優れた実施状況にあると認められる。</p>	
<p>2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(1) 組織運営 ① 要員配置の見直し 民間指定整備工場による指定整備率の向上に依りて、新規検査、街頭検査、ユーザー車検の受皿機能等に重点化することや、審査業務の電子化を推進することなどに伴い、業務量の変化を適切に把握し、事務所等毎の要員の配置計画を策定・実施することにより、要員配置の見直しを適切に実施し、効率的な業務の実施に努めます。</p>	<p>2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(1) 組織運営 ① 要員配置の見直し 民間指定整備工場による指定整備率の向上に依りて、新規検査、街頭検査、ユーザー車検の受皿機能等に重点化することや、審査業務の電子化を推進することなどに伴い、業務量の変化を適切に把握し、事務所等毎の要員の配置計画を実施することにより、要員配置の見直しを適切に実施し、効率的な業務の実施に努めます。</p>	A	<p>○平成19年6月に策定した検査要員の配置計画(以下「要員再配置計画」という。)に従って人員の削減を行っており、着実な実施状況にあると認められる。</p>	

<p>②審査手数料の収納体制の整備 受検者の利便性の低下を招かないよう、審査手数料の収納体制の整備を図ります。</p>	<p>②審査手数料の収納体制の整備 受検者の利便性の低下を招かないよう、審査手数料の収納体制を引き続き維持します。</p>	<p>A</p>	<p>○<u>自動車審査証紙</u>による審査手数料の収納方式を採用し、この販売を自動車検査登録印紙の売りさばき人に委託し、<u>国の印紙と同一の窓口で販売</u>することによって、受検者の利便性の低下を招かないよう措置している。</p> <p>○<u>自動車審査証紙の発注、発送、在庫管理等を本部で一元的に行う効率的な業務執行体制を整備</u>しており、売りさばき人の手間も軽減されている。</p> <p>以上のとおり、審査手数料の収納は混乱なく引き続き順調に行われており、着実な実施状況にあると認められる。</p>	
<p>(2)業務運営 ①一般管理費及び業務経費の効率化目標 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に4を乗じた額）を4.5%程度抑制します。 また、業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に4を乗じた額）を1.5%程度抑制します。</p>	<p>(2)業務運営 ①一般管理費及び業務経費の効率化目標 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、平成19年度に対して9%程度抑制します。 また、業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、平成19年度に対して3%程度抑制します。</p>	<p>S</p>	<p>○全国的に調達可能な役務や物品については本部で一括調達しているとともに、出張におけるパック商品等の利用促進、コピー用紙の両面使用等により経費削減を図っている。</p> <p>○予算の執行状況を踏まえ、四半期毎に配賦額を調整することで経費の抑制を図っているとともに、検査機器関連消耗品の在庫管理の徹底により経費削減に努めている。</p> <p>○これらにより、<u>一般管理費</u>（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、<u>平成19年度に対して12.7%抑制</u>している。</p> <p>また、<u>業務経費</u>（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、<u>平成19年度に対して7.6%抑制</u>している。</p> <p>以上のとおり、一般管理費及び業務経費の効率化を図っており、優れた実施状況にあると認められる。</p>	

<p>②随意契約の見直し 国における見直しの取り組み「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。)等を踏まえ、一般競争入札の導入・範囲拡大等を通じた業務運営の一層の効率化を図ります。</p>	<p>②随意契約の見直し 国における見直しの取り組み「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。),「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)等を踏まえ、一般競争入札の導入・範囲拡大等を通じた業務運営の一層の効率化を図ります。</p>	<p>A</p>	<p>○平成21年11月閣議決定「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」を踏まえ、契約監視委員会において点検・見直しを実施しているとともに、新たな随意契約の見直し計画に基づき、真にやむを得ないものを除き、一般競争入札に移行することとしている。 ○公告期間の延長、業界新聞等を通じた周知等により、応札者の増加に努めている。</p> <p>以上のとおり、一般競争入札の導入・範囲拡大等を通じた業務運営の一層の効率化を図っており、着実な実施状況にあると認められる。</p>	
<p>③資産の有効活用 研修施設について、効率的な活用を促進し、自己収入の増加を図る等の観点から、見直しを行います。</p>	<p>③資産の有効活用 研修施設について、効率的な活用を促進し、自己収入の増加を図る等の観点から、平成20年度に講じた措置の見直しを行い、有効活用を努めます。</p>	<p>A</p>	<p>○中央実習センターの一部施設の貸出を促進するためにホームページへの掲載等を引き続き実施している。 ○将来的な自己収入の増加を図る観点から、中央実習センターの食堂施設の一般利用を促進するため、一般利用が可能な旨について、掲示等による外部への広報を行っている。</p> <p>以上のとおり、着実な実施状況にあると認められる。</p>	
<p>③主要な業務・システムに係る最適化計画の策定等 主要な業務・システム(年間のシステム運用に係る経常的な経費が1億円以上)である「PCネットワークシステム」について、システム構成及び調達方式の抜本的な見直し並びに最適化計画の策定を行うため、国の行政機関の取り組みに準じて、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を図る観点から、平成19年度末までのできる限り早期に最適化計画の策定を行うとともに、策定した最適化計画を速やかに</p>	<p>※平成21年度で中期目標を達成したため、記述なし。</p>	<p>—</p>		

インターネット等により公表し、実施します。																												
3. 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画	3. 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画	A	○ 予算をもとに計画的に執行 されており、着実な実施状況にあると認められる。																									
4. 短期借入金の限度額 予見し難い事故等の事由の他、年度当初の運営資金、収入不足への対応のための経費が必要となる可能性があるため、短期借入金の限度額を 3,000 百万円とします。	4. 短期借入金の限度額 予見し難い事故等の事由の他、年度当初の運営資金、収入不足への対応のための経費が必要となる可能性があるため、短期借入金の限度額を 3,000 百万円とします。	-	○平成22年度は該当無し																									
5. 重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画	5. 重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画	-	○平成22年度は該当無し																									
6. 剰余金の使途 施設・設備の充実・改善及び広報活動に使用する。	6. 剰余金の使途 施設・設備の充実・改善及び広報活動に使用する。	-	○平成22年度は該当無し。 ○当期は中期目標期間の最後の事業年度であることから、独立行政法人会計基準第96により、当期末処分利益は積立金として整理しなければならないとされており、独立行政法人通則法第44条第3項に規定される剰余金の処理は行わない。																									
7. その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項 (1) 施設及び設備に関する計画 <table border="1" data-bbox="224 1043 645 1279"> <thead> <tr> <th>施設・設備の内容</th> <th>予定額 (百万円)</th> <th>財 源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>審査施設整備費</td> <td>13,507</td> <td rowspan="4">自動車検査独立行政法人施設整備費補助金</td> </tr> <tr> <td>審査場の建替等</td> <td>2,665</td> </tr> <tr> <td>審査機器の更新等</td> <td>3,437</td> </tr> <tr> <td>審査上屋の改修等</td> <td>7,405</td> </tr> </tbody> </table>	施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財 源	審査施設整備費	13,507	自動車検査独立行政法人施設整備費補助金	審査場の建替等	2,665	審査機器の更新等	3,437	審査上屋の改修等	7,405	7. その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項 (1) 施設及び設備に関する計画 <table border="1" data-bbox="687 1043 1108 1279"> <thead> <tr> <th>施設・設備の内容</th> <th>予定額 (百万円)</th> <th>財 源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>審査施設整備費</td> <td>2,717</td> <td rowspan="4">自動車検査独立行政法人施設整備費補助金</td> </tr> <tr> <td>審査場の建替等</td> <td>284</td> </tr> <tr> <td>審査機器の更新等</td> <td>586</td> </tr> <tr> <td>審査上屋の改修等</td> <td>1,846</td> </tr> </tbody> </table>	施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財 源	審査施設整備費	2,717	自動車検査独立行政法人施設整備費補助金	審査場の建替等	284	審査機器の更新等	586	審査上屋の改修等	1,846	A	○ 計画的に執行 されており、着実な実施状況にあると認められる。	
施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財 源																										
審査施設整備費	13,507	自動車検査独立行政法人施設整備費補助金																										
審査場の建替等	2,665																											
審査機器の更新等	3,437																											
審査上屋の改修等	7,405																											
施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財 源																										
審査施設整備費	2,717	自動車検査独立行政法人施設整備費補助金																										
審査場の建替等	284																											
審査機器の更新等	586																											
審査上屋の改修等	1,846																											
※ 審査施設整備費は、国の施設整備に関連した審査場施設の新設等や老朽化	※ 審査施設整備費は、国の施設整備に関連した審査場施設の建替等や老朽化に伴う施設																											

<p>に伴う施設の改修等のための費用であり、国の施設整備に関連して増減する場合があります。</p>	<p>の改修等のための費用であり、国の施設整備に関連して増減する場合があります。</p>			
<p>(2)人事に関する事項 ①方針 保安基準の改正等により新規業務の追加等が想定されますが、業務運営の効率化、定型的一般事務の集約化、外部委託化等の推進などにより計画的削減を行い、人員を抑制することを目指します。</p> <p>②人員に関する指標 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員の定員の純減目標(今後5年間で5%以上の純減)を踏まえ、国家公務員に準じて、平成22年度において、平成17年度の人員に比べ5%以上を基本とする削減を行うこととします。</p> <p>また、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について、その体系の見直しを進めるとともに、国家公務員の給与水準に照らし適切なものとなるよう定めます。</p> <p>更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続します。</p>	<p>(2)人事に関する事項 ①方針 保安基準の改正等により新規業務の追加等が想定されますが、業務運営の効率化、定型的一般事務の集約化、外部委託化等の推進などにより計画的削減を行い、人員を抑制することを目指します。</p> <p>②人員に関する指標 事務所等毎の要員の配置計画に基づき、人員の削減を行います。</p> <p>また、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について、その体系の見直しを進めるとともに、国家公務員の給与水準に照らし適切なものとなるよう定めます。</p> <p>[参考1] 21年度末の常勤職員数 850人 22年度末の常勤職員数の見込み 827人</p> <p>[参考2] 22年度の人件費の総額見込み 6,330百万円</p>	<p>A</p>	<p>○平成19年6月に策定した要員再配置計画に従って人員の削減を行っている。 ○役職員の給与については、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系となっており、国家公務員の給与水準に照らし適切(ラスパイルス指数95.3)なものとなっている。</p> <p>以上のとおり、着実な実施状況にある。</p>	

<p>[参考1] 平成17年度の常勤職員数 871人 期初(H19)の常勤職員数 865人 期末(H22)の常勤職員数の見込み 827人</p> <p>[参考2] 中期目標期間中の人件費の総額見込み 25,569百万円</p>				
---	--	--	--	--

<記入要領>・項目ごとの「評価結果」の欄に、以下の段階的評価を記入するとともに、その右の「評価理由」欄に理由を記入する。

- SS：中期目標の達成に向けて特筆すべき優れた実施状況にあると認められる。
- S：中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。
- A：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。
- B：中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。
- C：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められない。
- ・SSをつけた項目には、特筆すべきと判断した理由として、他の項目における実績との違いを「評価理由」欄に明確に記述するものとする。
- ・必要な場合には、右欄に意見を記入する。

平成22年度業務実績の自己評価調書：自動車検査独立行政法人

総合的な評定

業務運営評価（実施状況全体）

評点の分布状況（項目数合計：31項目）

（31項目）

SS	0項目	
S	13項目	
A	17項目	
B	1項目	
C	0項目	

総合評価

（法人の業務の実績）

- ・検査法人は、厳正かつ公正・中立に保安基準適合性の審査業務を実施するため、組織を挙げて不当要求の防止に取り組んでおり、発生件数が前年度から減少する等の効果を上げるとともに、職員能力や意欲の向上に努めている。
- ・不正な二次架装及び不正受検の防止等を目指して、3次元測定・画像取得装置を運用し、国土交通省の自動車検査情報システムに本装置で取得した画像の提供を行うとともに、取得した車両の画像を活用し、2件の検査に係る不正事案を発見している。また、自動車審査高度化施設を全国に導入し、導入時期に応じて順次運用している。
- ・受検者等の安全性を向上させるため、各種安全対策を実施することにより、事故削減目標を大きく上回って達成している。
- ・この他、街頭検査については、目標台数を大きく上回るだけでなく、深夜街頭検査、特別街頭検査等効果的な街頭検査にも努めている。また、リコール対策や盗難車両対策に貢献するという意識をもって日常の検査業務を実施するとともに、不正改造車撲滅のための啓発活動等も積極的に実施している。
- ・業務運営については、一般管理費と業務経費の大幅な抑制を行うなど効率的に実施している。
- ・以上のとおり、検査法人の業務は中期目標の達成に向けて、年度計画の着実な実施状況にあると認められる。

（課題・改善点、業務運営に対する意見等）

- ・中期計画期間中に導入した「3次元測定・画像取得装置」及び「自動車審査高度化施設」について、次期中期計画期間中において円滑な運用を実施することが必要。また、これら施設を活用して検査情報の有効活用、受検者への審査結果の情報提供の取組を進めることが必要。
- ・自動車技術の進展等に応じて、これまでの調査結果等を踏まえて、審査方法を改善していくことが必要。
- ・車検場における事故件数は、減少傾向にあるが今後は、人身事故について更に削減すべく対策が実施することが必要。

（その他）

総務省政独委「平成21年度における国土交通省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について」等についても、適切に対応していると認められる（別紙参照）

総合評定 （SS, S, A, B, Cの5段階） A	（評定理由） （項目別評点の最頻値）
---------------------------------------	-----------------------

総務省政独委「平成21年度における国土交通省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について」等への対応の実績及びその評価

	実績	評価
<p>○政府方針等</p> <p>①「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、「22年度中に実施」又は「22年度から実施」とされている「講ずべき措置」の取組状況</p> <p>②①以外の「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に掲げられている「講ずべき措置」について22年度に実施した取組がある場合、その内容</p>	①該当なし。	—
	②検査機器の保守管理業務に係る民間競争入札について、平成22年度に関東検査部管内の落札者(H23年度-H27年度)を決定した。今後の全国拡大を検討するため、関東検査部管内業務の検証を行うとともに、実施拡大が可能と考えられる候補地域を抽出し、評価を行うこととしている。	妥当であると認められる。
<p>○財務状況</p> <p>①法人又は特定の勘定で、年度末現在に100億円以上の利益剰余金を計上している場合、その規模の適切性(当該利益剰余金が事務・事業の内容等に比し過大なものとなっていないか)</p> <p>②運営費交付金が未執行となった場合、その理由及び業務運営との関係(業務運営に影響を及ぼしていないか等)</p>	① 該当なし	—
	②未執行となったものはない。	妥当であると認められる。
<p>○保有資産の管理・運用等</p> <p>政独委からの平成21年度業務実績評価における指摘事項において指摘がなされた施設等について、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」で示された廃止、国庫納付、共用化等の方針に沿った法人における取組(鉄道・運輸機構、水資源機構・職員宿舎、国際観光振興機構・海外事務所)</p>	該当なし。	—

<p>○人件費管理 ①法人の給与水準自体が社会的な理解の得られるものとなっているか。</p> <p>②国家公務員と比べて給与水準が高い場合、その理由及び講ずる措置(法人の設定する目標水準を含む)についての法人の説明が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。</p>	①平成22年度のラスパイレース指数は、95.3である。	妥当であると認められる。
③国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況。	②該当なし。	-
④総人件費改革についての取組の状況(併せて、給与水準又はラスパイレース指数が上昇している場合には、その理由)	③国の財政支出割合は30%、累積損失もない。	妥当であると認められる。
⑤「独立行政法人の法定外福利厚生費の見直しについて」(平成22年5月6日総務省行政管理局長通知)の内容(i)法人の互助組織への支出の廃止、ii)食事補助の支出の廃止、iii)国や他法人で支出されていないものと同様の支出の原則廃止)が守られているか。	④総人件費改革の取組は、国家公務員に準じて人員削減を行っており、平成22年度は平成17年度と比べ5.1%の削減となっており、5%以上の削減を達成した。	妥当であると認められる。
	⑤検査法人に互助組織は存在しない。また、食事補助の支出は当法人設立時から行っておらず、国や他法人で支出されていないものと同様の支出の原則廃止については、いずれも守られている。	妥当であると認められる。

<p>○契約</p> <p>①随意契約見直し計画における競争性のない随意契約の削減目標(件数)の達成状況</p> <p>②随意契約による契約において再委託割合(金額)が50%以上の案件がないか。</p> <p>③1者応札の割合(件数)が50%以上又は前年度より増加となっていないか。</p> <p>(注)契約監視委員会における審議を踏まえて評価して差し支えない。</p>	<p>①競争性のない随意契約については、平成22年度52件となっており、削減目標(74件)を達成している。なお、52件の内訳は、特定のものの以外では契約の目的を達成できない契約(国、公共料金、印刷局)44件、国との三者間契約8件である。</p>	<p>妥当であると認められる。</p>
	<p>②随意契約による契約において再委託割合(金額)が50%以上となる案件はない。</p>	<p>妥当であると認められる。</p>
	<p>③平成22年度の1者応札の割合は、38.1%となっており、前年度(35.4%)とほぼ同等の水準である。</p>	<p>一者応札・応募となった契約について、公告期間の見直し、業界紙への公告等が行われているが、引き続き、積極的に広く一般へ周知していく工夫が必要である。</p>
<p>○内部統制</p> <p>①法人の長は、組織にとって重要な情報等について適時的確に把握するとともに法人のミッション等を役職員に周知徹底しているか。</p> <p>②法人のミッションや中期目標の達成を阻害する要因(リスク)の洗い出しを行い、組織全体として取り組むべき重要なリスクの把握・対応を行っているか。その際、目標・計画の未達成項目(業務)についての未達成要因の把握・分析・対応等に着目しているか。</p>	<p>①事務所等への理事長巡視を実施し、ミッションの現場職員への周知徹底、リスクの把握・対応を実施している。また、理事長巡視の対象とならなかった事務所等については、WEB会議システムを活用し、理事長と事務所職員との意見交換等を行い、ミッションの周知、リスクの把握の対応等を行っている。</p>	<p>妥当であると認められる。</p>
	<p>②理事長巡視、本部による調査・指導、WEB会議による現場職員との意見交換、監事監査が一層適切に実施できる環境整備等を通じリスクの把握・対応を行っている。調査・指導の結果や監事監査の指摘事項は期限を付して対応を求めている。</p>	<p>妥当であると認められる。</p>

<p>○内部統制 ③政独委からの平成21年度業務実績評価における指摘事項において、評価結果において言及されていないとされている内部統制事項に関する取組、評価(自動車事故対策機構1事項、空港周辺整備機構4事項、高速道路機構3事項)</p> <p>④内部統制の充実・強化に向けた法人における積極的な取組(あれば記載)</p>	<p>③該当なし。</p>	<p>—</p>
<p>○関連法人 ①委託先における財務内容を踏まえた上での業務委託の必要性、契約金額の妥当性等</p> <p>②出資目的の達成度、出資先の経営状況を踏まえた上での出資を継続する必要性</p>	<p>①該当なし</p>	<p>—</p>
	<p>②該当なし</p>	<p>—</p>
<p>○業務改善のための役職員のイニシアティブ等 法人の業務改善のための具体的なイニシアティブ(あれば記載)</p>	<p>○業務改善に向けた取り組みを奨励・支援し、特に優れた取り組みには理事長表彰を実施している。また、職員の意欲向上を図るため優れた業績があった職員に対しても表彰を実施している。</p>	<p>妥当であると認められる。</p>

<p>○個別法人</p> <p>①政独委からの平成21年度業務実績評価における指摘事項において個別意見があった事項(6法人7事項)への対応状況(当該法人のみ)</p>	①該当なし	-
<p>②政独委から発出された勧告の方向性で22年度において(22年度までにを含む)取り組むこととされている事項についての取組状況(空港周辺整備機構)</p>	②該当なし	-
<p>③平成21年度決算検査報告において「不当事項」又は「意見を表示し又は措置を要求した事項」として指摘された事項がある場合、当該事項が業務実績評価に及ぼす影響並びに是正措置及び再発防止のための取組の状況(都市再生機構)</p>	③該当なし	-